

## 07.60

手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い  
(実・商)

## 1. 手数料等の減免又は猶予の内容

「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第4欄に掲げる措置を行う。

「表」

手数料等	減免又は猶予の対象者	根拠規定	措置内容
(1) 実用新案技術評価の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07.61)	実用新案法54条8項	免除
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07.61)		
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07.61)	実用新案法54条8項	1/2に軽減
(2) 第1年分から第3年分までの実用新案登録料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07.61)	実用新案法32条の2	免除
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07.61)		
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07.61)	実用新案法32条の2	3年間猶予
(3) 地域団体商標登録出願の手数料	ア. 認定地域産業資源活用事業者 (→07.62)	中小企業地域資源活用促進法14条2項	1/2に軽減
	イ. 承認地域経済牽引事業者 (→07.63)	地域未来投資促進法23条2項	
	ウ. 商品等需要開拓事業の実施主体 (→07.64)	福島復興再生特別措置法64条3項	

	<u>エ. 商品等需要開拓事業の 実施主体 (→07.65)</u>	<u>アイヌ施策推進法 18条3項</u>	
(4) 地域 団体商標の 設定登録料 及び更新登 録料	ア. 認定地域産業資源活用 事業者 (→07.62)	中小企業地域資源 活用促進法14条 1項	1 / 2 に軽減
	イ. 承認地域経済牽引事業 者 (→07.63)	地域未来投資促進 法23条1項	
	ウ. 商品等需要開拓事業の 実施主体 (→07.64)	福島復興再生特別 措置法64条2項	
	<u>エ. 商品等需要開拓事業の 実施主体 (→07.65)</u>	<u>アイヌ施策推進法 18条2項</u>	

## 2. 手数料等の減免又は猶予に関する取扱い

### (1) 要件を満たす場合の取扱い

手数料等の減免又は猶予に関する申請手続が要件を満たすものであり、減免又は猶予の措置を行うときは、減免又は猶予を認める旨の通知を行う。

### (2) 要件を満たさない場合の取扱い

当該手続が要件を満たさないときは、1. の実用新案法の規定による申請にあつては、実用新案法第2条の2第4項、第2条の3又は第2条の5第2項において準用する特許法第18条の2を適用して処分を行うこととなるが、1. の他の法令の規定による申請にあつては、それぞれの法令上に処分の規定を設けていないことから、当該申請書を受理した上で処分は行わず、手数料等の軽減の措置が認められないことを理由に、申請に係る手数料等を要する手続（商標登録出願、登録料の納付又は商標権存続期間更新登録申請）について、不足する手数料等の納付を求める手続の補正（更新登録料の納付の場合は補充）を命ずることとする。

なお、この場合の応答の手続として、不足する手数料等の納付に係る手続補正書（更新登録料の納付の場合は補充書）の提出に代えて、手数料等の軽減の申請書（補充）の提出により軽減申請に係る手続が補完された場合は、手数料等の軽減を認めることとする。

3. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について若しくはの規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる。これらの規定の適用を受けようとするときは、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願

に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。ただし、既に特許庁に持分を証明する書面を提出した者は、その事項に変更が無いときは、当該持分を証明する書面の提出を省略することができる（実用新案技術評価請求書において準用す、実施規様式第6備考9及び10。実用新案登録願、様式第1備考26及び27実用新案法第31条第3項若しくは第54条第5項の規定により、国又は  
実用新案法第31条第3項又は第54条第5項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる。これらの規定の適用を受けようとするときは、実用新案技術評価請求書、実用新案登録願等に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、正規の納付金額に対する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。

ただし、既に特許庁に持分を証明する書面を提出した者は、その事項に変更が無いときは、当該持分を証明する書面の提出を省略することができる（実用新案技術評価請求書：実施規23条2項において準用する特施規27条4項、実施規様式第6備考9及び10。実用新案登録願：実施規21条3項、様式第1備考26及び27）。

(新規改訂平成令和3-1-2・4)